

宿泊約款

■適用範囲■

- 第1条** 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2** 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

■宿泊契約の申込み■

- 第2条** 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名 (2) 宿泊日及び到着予定時刻 (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による) (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2** 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

■宿泊契約の成立等■

- 第3条** 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときはこの限りではありません。
- 2** 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3** 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4** 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

■申込金支払免除の特約■

- 第4条** 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払を要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2** 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

■宿泊契約締結の拒否■

- 第5条** 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 大分県旅館業法施行条例第5条

- イ. 泥酔その他の理由で他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- ロ. 宿泊中他の宿泊者に対し迷惑を及ぼす行為があったとき。
- ハ. 宿泊者名簿に記載する必要事項を要求しても告げないとき。

■宿泊客の契約解除権■

- 第6条** 宿泊客は当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2** 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3** 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間超過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

■当ホテルの契約解除権■

- 第7条** 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 第5条第3号から第7号までに該当することになったとき。
- 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。又同行為をしたと認められるとき。
- 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められたとき。
- 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- 大分県旅館業法施行条例第5条
- イ. 泥酔その他の理由で他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- ロ. 宿泊中他の宿泊者に対し迷惑を及ぼす行為があったとき。
- ハ. 宿泊者名簿に記載する必要事項を要求しても告げないとき。
- (2) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
- 2** 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がこれまで提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

■宿泊の登録■

- 第8条** 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日および出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2** 宿泊客が第12条の料金の支払を、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

■客室の使用時間■

- 第9条** 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後1時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2** 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過3時間までは、定料金の30% (2) 超過6時間までは、室料金の50%
- (3) 超過6時間以上は、室料金の全額

■利用規則の遵守■

- 第10条** 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

■営業時間■

- 第11条** 当ホテルの主な施設等の営業時間は別表第3に掲げるところとします。
- 2** 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

■料金の支払い■

- 第12条** 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
- 2** 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
- 3** 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

■当ホテルの責任■

- 第13条** 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2** 当ホテルは、消防機関から「適マーク」を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

宿泊約款

■契約した客室の提供ができないときの取扱い■

第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

■寄託物等の取り扱い■

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。

ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは、10万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊客が当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。

ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、当ホテルに重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

■宿泊客の手荷物又は携帯品の保管■

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、遺失物法に従い処理します。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

■駐車場の責任■

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場又は当ホテルの特約する駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

別表第1

宿泊料金の算定方法(第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係)

	内 訳	税金の積算
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料 ①基本宿泊料 室料 ②サービス料(①×10%) ③税金 イ.消費税	イ.消費税((①+②)の5%)
	追加料金 ④飲食料金及びその他の利用料金 ⑤サービス料(④×10%) ⑥税金 ロ.消費税	ロ.消費税((④+⑤)の5%)

■違約金■

別表2

契約解除の通知を受けた日		不泊	当日	前日	9日前	20日前
一般	14名まで	100%	80%	20%		
団体	15名～99名まで	100%	80%	20%	10%	
	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。

3 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には、切り上げる)にあたる人数については、違約金は、いたしません。

■施設の営業時間■

別表第3

1 各食堂営業時間

食堂名	階	席数	営業時間	備考
日本料理 富貴野	14F	ホール 46席	昼 11:30～14:00	個室の内容 掘こたつ3室 座敷2室 洋室1室
		個室 40	夜 17:30～21:00	
		寿司 7		
鉄板焼 山茶花	14F	カウンター 16	昼 11:30～14:00 夜 17:30～21:00	
メインバー 100-1	14F	カウンター 8 椅子席 20	夜 17:30～23:30	
バイキングレストラン ピスタテラス	1F	67	7:00～21:30	朝食 7:00～10:00 ランチ 11:30～15:00 テイクアウト 17:30～21:30
ラウンジ			7:00～10:00	喫茶のみ
			10:00～21:30	喫茶 軽食

備考 その他施設等の詳しい営業時間は、備付のパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

当ホテルではお客様に安全かつ快適にご滞在いただくため、宿泊約款第10条に基づき、次の通り利用規則を定めておりますのでご協力下さいますようお願い申し上げます。

火災予防上お守りいただきたい事項

1. 客室内では暖房用、炊事用などの火器及びアイロン等を持ち込みご使用なさないで下さい。
2. 火災の原因となりやすい場所(特にベッド内)でご喫煙なさないで下さい。
3. その他火災の原因になるような行為をなさないで下さい。
4. 客室よりの避難経路図は客室入口ドアの裏側に掲示してありますのでご確認下さい。

保安上お守りいただきたい事項

1. ご在室中や特にご就寝の時はドアの内鍵、ドアチェーンをお掛け下さい。
来訪者があった時は、不用意に開閉なさらずドアスコープでご確認下さい。
2. ご訪問客と客室内でのご面会はお遠慮願います。

貴重品、お預り品のお取扱いについて

1. ご滞在中の現金、貴重品の保管には、フロントで備え付けの貸金庫をご利用いただくようお願い致します。
上記手続きをおとりにならず現金、貴重品の滅失、紛失、毀損、盗難等によって生じた損害については賠償致しかねることがありますのでご承知下さい。
2. お忘れ物、遺失物の処置は法令に基づいてお取扱いさせていただきます。
3. お預り物の保管、期限は原則として下記の通りお取扱いさせていただきます。
クローゼットでのお預り物…1日 ポーターームでのお預り物…1週間

お支払いについて

1. 料金のお支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、クーポン券若しくはクレジットカードにより、ご出発又は当ホテルが請求したとき、フロントでお支払いいただきます。
2. ホテル内のレストラン・バーなどをご署名によってご利用される場合は必ず客室の鍵をご提示下さい。
3. 都合によりご到着時にお預り金を申し受けることがございますので了承下さい。

お止めいただきたい行為

1. ホテル内に他のお客様の迷惑になるようなものをお持ち込みにならないで下さい。
犬、猫、小鳥、その他の動物、発火または引火性のもの、悪臭を発するもの、その他法令で所持を禁じられているものを持ち込まないで下さい。
2. ホテル内で、とばくや風紀、治安を乱すような行為、他のお客様の迷惑になるような言動はなさないで下さい。
3. 当ホテルの客室を営業行為などの宿泊以外の目的にご使用にならないで下さい。
4. ホテル内の施設、備品を所定の場所、用途以外にご使用にならないで下さい。また、施設、備品の現状を変更してご利用なさないで下さい。
5. ホテルの外観を損なうようなものを窓側に陳列しないで下さい。
6. ホテル内で広告、宣伝物を配布したり、物品の販売をしないで下さい。
7. ゆかた、スリッパなどで客室外に出ないで下さい。

以上